

大竹市地域公共交通網形成計画の対象期間の変更について

1 案の要旨

次期大竹市地域公共交通計画の策定スケジュールを変更するため、現行の大竹市公共交通網形成計画の対象期間を、次のとおり変更する。

変更後	変更前
平成 3 1 年度から令和 6 年度まで	平成 3 1 年度から令和 5 年度まで

※対象期間を 1 年間延長するものです。

2 案の理由

次期大竹市地域公共交通計画策定業務を実施するにあたり、大竹・栗谷線バスの今後のあり方について検討中であること、市町の地域公共交通計画の指針となる広島県地域公共交通ビジョンが今年度中に策定されるため、当該ビジョンの整合性を踏まえたものにする必要があることなど複数の要因が重なったことにより、次期大竹市地域公共交通計画の策定スケジュールを別紙 1 のとおりとすることとし、現行大竹市地域公共交通網形成計画の対象期間を令和 6 年度まで（令和 7 年 3 月まで）に変更することとする。

3 その他

対象期間の変更等については、次期大竹市地域公共交通計画の策定に合わせてお知らせを掲載し周知を行う。